

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	大関地区地区計画
建築物の用途の制限	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 法別表第2(イ)項第2号に掲げるもの</p> <p>(3) 前2号に掲げる建築物に附属するもので自動車車庫、物置その他これらに類するもの</p>
容積率	10分の10を超えてはならない。
建築物の敷地面積の最低限度	165㎡
壁面の位置の制限	<p>道路境界線及び隣地境界線から1m(軒の高さ3m以下の独立した自動車車庫、物置その他これらに類するものは、0.5m)。</p> <p>ただし、軒の高さが3m以下の独立した自動車車庫で外壁を有しないものは、この限りでない。</p>
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	10mを超えてはならない。
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限 (高さは道路面からの高さによる)	<p>道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。</p> <p>ただし、網状その他これに類する形状とするもので高さ1.2m以下のものは、この限りでない。</p> <p>ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)</p>
盛土の高さの制限 (高さは前面道路からの高さによる)	<p>0.5m以下。</p> <p>ただし、築山その他これに類するものは、この限りでない。</p>
建蔽率	10分の5を超えてはならない。

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

*1は、条例第8条に定められている規定です。